

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-20157  
令和2年12月24日  
原子燃料工業株式会社  
熊取事業所

熊取事業所第4次設工認 審査会合コメント対応整理、補正申請書反映状況表 (R2/12/24)

○11月24日審査会合コメント

第4次設工認（第1回補正）事実確認事項（個別事項）

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	申請書反映箇所
0-1	資料1のp6にて、防護壁、防護柵の記載が無いが、許可において安全機能を有する設備として記載したものは個別に管理番号をとり、最終申請にて取りこぼしが無いことを示すこと。	加工事業変更許可申請書において安全機能を有する施設の緊急設備として記載されているものは、設工認において個別に管理番号をとり、申請書別紙、第2加工棟仕様表、添付書類1、添付書類2等の関係箇所に追記する。	補足資料 0-01	
0-2	資料1のp6にて、第2加工棟の閉じ込めに星取がないが、第十条6号は第2加工棟の安全機能であるため次回以降申請する記載に修正すること。	第2加工棟の閉じ込め機能である負圧維持の設計については、建物本体と気体廃棄設備の両方が揃って初めて完成するため、添付書類2の星取表ではこの設計の完了が先送りであること（△）を示すとともに、仕様表及び仕様表の別表においても次回以降申請であることがわかるようにする。	補足資料 0-02	
0-3	これまでに先送りとした安全機能は最終の設工認申請までに、刈り取り表を作るなどして刈り取ったことを示すこと。先行他社の記載を参考とすること。	先行他社の記載を参考にして、刈り取り表を添付書類2に追加する。本申請では第2加工棟の建物本体を申請するため、刈り取り表を示す範囲としては、第2加工棟に設置する設備・機器を申請していた第1次申請と第2次申請において先送りした安全機能を示すこととする。	補足資料 0-03	

○その他の加工施設

設置場所	設備・機器名称 機器名	加工事業変更許可に おける施設名称			
		管理番号	変更区分	員数	
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(スピーカー)) <sup>(2)</sup>	{8007}	改造	1式	所内通信連絡設備
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(アンプ))	{8007-12}	改造	1式	所内通信連絡設備
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内 携帯電話機(PHSアンテ ナ))	{8007-11}	改造	1式	所内通信連絡設備
第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定 電話機)	{8007-13}	変更なし	1式	所内通信連絡設備
第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器) <sup>(2)</sup>	{8009}	改造	1式	自動火災報知設備
第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備(受信 機)	{8009-11}	改造	1式	自動火災報知設備
第2加工棟	消火設備 消火器	{8010}	増設	1式	消火器
第2加工棟	緊急設備 避難通路	{8027}	新設	1式	避難通路
第2加工棟	緊急設備 非常用照明 <sup>(2)</sup>	{8029}	改造	1式	非常用照明、誘導灯
第2加工棟	緊急設備 誘導灯 <sup>(2)</sup>	{8029-4}	改造	1式	非常用照明、誘導灯
第2加工棟	緊急設備 防護壁及び防護柵	{8048}	改造	1式	防護壁又は防護柵
第2加工棟	緊急設備 防護壁	{8049}	改造	1式	防護壁
第2加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部	{8050}	改造	1式	防護閉止板又はコン クリート
第2加工棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	{8051}	改造	1式	堰、密閉構造扉(溢水 防護区域境界の扉の 開口部)
第2廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器)	{8009-10}	撤去	1式	非常用通報設備 火 災警報設備 <sup>(1)</sup>
第2廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	{8010-8}	撤去	1式	消火設備 消火器 <sup>(1)</sup>
第2廃棄物貯蔵棟	緊急設備 非常用照明	{8038-3}	撤去	1式	非常用設備 非常灯 <sup>(1)</sup>
第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(スピーカー))	{8007-5}	新設	1式	所内通信連絡設備
第5廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内 携帯電話機(PHSアンテ ナ))	{8007-6}	新設	1式	所内通信連絡設備
第5廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器)	{8009-4}	新設	1式	自動火災報知設備
第5廃棄物貯蔵棟	消火設備 消火器	{8010-4}	新設	1式	消火器
第5廃棄物貯蔵棟	緊急設備 避難通路	{8034}	新設	1式	避難通路

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

許可との対応	許可番号 (日付)  施設名称	原規規発第 1803284 号 (平成 30 年 3 月 28 日付け)  第 2 加工棟 所内通信連絡設備 自動火災報知設備 消火器 消火栓 避難通路 非常用照明、誘導灯 漏水検知器 防護壁又は防護柵 防護壁 防護閉止板又はコンクリート 堰、密閉構造扉 (溢水防護区域境界の扉の開口部)
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	(本体) {1002} 第 2 加工棟 —	(付属設備) {8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ)) {8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) {8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機) {8009} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) {8010} 消火設備 消火器 {8012} 消火設備 屋内消火栓<次回申請> {8027} 緊急設備 避難通路 {8029} 緊急設備 非常用照明 {8029-4} 緊急設備 誘導灯 {8052} 緊急設備 漏水検知器<次回申請> {8048} 緊急設備 防護壁及び防護柵 {8049} 緊急設備 防護壁 {8050} 緊急設備 コンクリート閉止部 {8051} 緊急設備 堰、密閉構造扉
建物・構築物の区分	本体、付属設備	
変更内容	<p>(本体) 改造 新規制基準に適合させるために、第 2 加工棟に以下の改造を行う。 また、第 2 加工棟の各部位の仕様を別表ハ-2-1-1 2 及び図ハ-1-1 1 ~ 図ハ-1-1 4 に、改造工事完了後の第 2 加工棟の安全機能を有する部位の位置、構造 (材料、厚さ) を図ハ-2-1 ~ 図ハ-2-5 に示す。</p> <p>①外壁の改造 地震による損傷の防止対策として、西面 (1 通り) の耐震壁の増し打ちを行う。 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻) 対策のため、北面 (D 通り) 外壁の 3 階の一部の増し打ちを行う。 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻・外部火災) 対策のため、南面 (A 通り) 外壁の 1 階から 3 階の一部の外壁の増し打ちを行う。 外部からの衝撃による損傷の防止 (外部火災) 対策として、南面 1 階の既設大型搬入口扉を爆風圧から防護するための防護壁を新設する。 遮蔽のために、東面 1 階 12 通り C-D 通り間の開口部を鉄筋コンクリートで閉止する。</p>	

添1表2 加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該加工施設の設工認への対応状況

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」（建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」）及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している（設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。）。

(2) 【凡例】○：当該申請で適合性確認を行う。

加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称					設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） <sup>(2)</sup>					備考	
記載箇所	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請		—
【改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可（平成30年3月28日付け原規発第1803284号にて許可）に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 24	ロ. 加工施設の一般構造（ト）その他の主要な構造（12）建物・構築物 — （施設の構造及び設備として記載なし）	第1加工棟	第1加工棟	{1001}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	第1加工棟	—	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表へ-2-1 第1加工棟に設置する{8044}緊急設備 コンクリート閉止部、{8063}緊急設備 大型外扉、{8064}緊急設備 外扉は、詳細設計の結果、{1001}第1加工棟の建物本体の付属設備とする。
p. 24	ロ. 加工施設の一般構造（ト）その他の主要な構造（12）建物・構築物 — （施設の構造及び設備として記載なし）	第2加工棟	第2加工棟	{1002}	ハ. 成型施設	第2加工棟	第2加工棟	—	—	—	—	○	○	—	[第4次申請]表へ-2-1 第2加工棟に設置する{8048}緊急設備 防護壁及び防護柵、{8049}緊急設備 防護壁、{8050}緊急設備 コンクリート閉止部、{8051}緊急設備 堰、密閉構造扉は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。 本施設の閉じ込めの機能に係る設計について、建物と設備の両方で閉じ込めの機能を担保する事項は第5次申請で適合性確認を行う。
p. 24	ロ. 加工施設の一般構造（ト）その他の主要な構造（12）建物・構築物 — （施設の構造及び設備として記載なし）	第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵棟	{1003}	ヘ. 核燃料物質の貯蔵施設	第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵棟	—	—	—	—	—	○	—	—
p. 24	ロ. 加工施設の一般構造（ト）その他の主要な構造（12）建物・構築物 — （施設の構造及び設備として記載なし）	第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟	{1004}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟	—	—	—	—	—	○	—	第1廃棄物貯蔵棟に設置する{8055}緊急設備 防護壁は、詳細設計の結果、{1004}第1廃棄物貯蔵棟の建物本体の付属設備とする。
p. 24	ロ. 加工施設の一般構造（ト）その他の主要な構造（12）建物・構築物 — （施設の構造及び設備として記載なし）	第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟	{1005}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第3廃棄物貯蔵棟	第3廃棄物貯蔵棟	—	—	—	—	—	○	—	第3廃棄物貯蔵棟に設置する{8057}緊急設備 防護壁は、詳細設計の結果、{1005}第3廃棄物貯蔵棟の建物本体の付属設備とする。
p. 24	ロ. 加工施設の一般構造（ト）その他の主要な構造（12）建物・構築物 — （施設の構造及び設備として記載なし）	第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟	{1006}	ト. 放射性廃棄物の廃棄施設	第5廃棄物貯蔵棟	第5廃棄物貯蔵棟	—	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表ト-4-1
p. 24	ロ. 加工施設の一般構造（ト）その他の主要な構造（12）建物・構築物 — （施設の構造及び設備として記載なし）	発電機・ポンプ棟	発電機・ポンプ棟	{1007}	リ. その他の加工施設	発電機・ポンプ棟	発電機・ポンプ棟	—	—	—	—	—	○	—	—
p. 24	ロ. 加工施設の一般構造（ト）その他の主要な構造（12）建物・構築物 — （施設の構造及び設備として記載なし）	第1加工棟 第1-1輸送物保管室	遮蔽壁 No.1	{1008}	リ. その他の加工施設	第1加工棟 第1-1輸送物保管室	遮蔽壁	遮蔽壁 No.1	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表リ-2-1
p. 24	ロ. 加工施設の一般構造（ト）その他の主要な構造（12）建物・構築物 — （施設の構造及び設備として記載なし）	第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 No.2	{1009}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁	遮蔽壁 No.2	—	—	—	—	○	—	—
p. 24	ロ. 加工施設の一般構造（ト）その他の主要な構造（12）建物・構築物 — （施設の構造及び設備として記載なし）	第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 No.3	{1010}	リ. その他の加工施設	第1-3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁	遮蔽壁 No.3	—	—	—	—	○	—	—
p. 24	ロ. 加工施設の一般構造（ト）その他の主要な構造（12）建物・構築物 — （施設の構造及び設備として記載なし）	第1加工棟 第4-1廃棄物貯蔵室、第4-8廃棄物貯蔵室、第4-9廃棄物貯蔵室	遮蔽壁 No.4	{1011}	リ. その他の加工施設	第1加工棟 第4-1廃棄物貯蔵室、第4-8廃棄物貯蔵室、第4-9廃棄物貯蔵室	遮蔽壁	遮蔽壁 No.4	—	—	○	—	—	—	[第3次申請]表リ-2-2

(1) 加工事業変更許可における施設名称は、加工事業変更許可申請書の本文に記載する①「安全機能を有する施設に関する表」（建物・構築物の場合は「建物・構築物の一覧表」）及び②「施設の構造及び設備に関する表」に登場する。本表では、それら①及び②に登場する施設名称を施設区分ごとに網羅的に抽出したものと設工認における施設名称が対比できるように整理している（設工認における施設名称に対して、加工事業変更許可における施設名称である①を上段に②を下段に併記することで対比を示している。）。

(2) 【凡例】 ○：当該申請で適合性確認を行う。

記載箇所	加工事業変更許可における施設名称 <sup>(1)</sup>				設工認における施設名称				設工認への対応状況（第5次申請は予定を示す。） <sup>(2)</sup>						備考
	施設区分	設置場所	施設名称	管理番号	施設区分	設置場所	設備・機器名称	機器名	第1次申請	第2次申請	第3次申請	第4次申請	第5次申請	—	
【改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設 <sup>(3)</sup> 】															
(3) 改造及び新規規制基準への適合性確認を行う加工施設については、加工事業変更許可（平成30年7月28日付け原規規発第1803284号にて許可）に基づく施設区分、設置場所及び施設名称を記載する。															
p. 46	ロ. 加工施設的一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防護壁又は防護柵	{8048}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁及び防護柵	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表ハ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	防護壁又は防護柵												
p. 46	ロ. 加工施設的一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防護壁	{8049}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防護壁	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表ハ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	防護壁												
p. 46	ロ. 加工施設的一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防護閉止板又はコンクリート	{8050}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	コンクリート閉止部	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表ハ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	防護閉止板又はコンクリート												
p. 46	ロ. 加工施設的一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	堰、密閉構造扉(溢水防護区域境界の扉の開口部)	{8051}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	堰、密閉構造扉	—	—	—	○	—	—	[第4次申請]表ハ-2-1 本施設は、詳細設計の結果、{1002}第2加工棟の建物本体の付属設備とする。
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	堰、密閉構造扉												
p. 46	ロ. 加工施設的一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	漏水検知器	{8052}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	漏水検知器	—	—	—	—	○	—	—
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	漏水検知器												
p. 47	ロ. 加工施設的一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	防火ダンパー	{8053}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防火ダンパー	—	—	—	—	○	—	—
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	防火ダンパー												
p. 47	ロ. 加工施設的一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)	{8054}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)	—	—	—	—	○	—	—
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	可燃性ガス漏えい検知機構(都市ガス)												
p. 47	ロ. 加工施設的一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8055}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護壁	—	—	—	—	○	—	本施設は、詳細設計の結果、{1004}第1廃棄物貯蔵棟の建物本体の付属設備とする。
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵												
p. 47	ロ. 加工施設的一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第1廃棄物貯蔵棟	漏水検知器	{8056}	リ. その他の加工施設	第1廃棄物貯蔵棟	緊急設備	漏水検知器	—	—	—	—	○	—	—
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第1廃棄物貯蔵棟	漏水検知器												
p. 47	ロ. 加工施設的一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第3廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8057}	リ. その他の加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	緊急設備	防護壁	—	—	—	—	○	—	本施設は、詳細設計の結果、{1005}第3廃棄物貯蔵棟の建物本体の付属設備とする。
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第3廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵												
p. 47	ロ. 加工施設的一般構造(チ)安全機能を有する施設表 安全機能を有する施設(緊急設備)	第2加工棟	防水カバー	{8058}	リ. その他の加工施設	第2加工棟	緊急設備	防水カバー	—	—	—	—	○	—	—
p. 90	ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備(イ)非常用設備の種類(4)緊急設備	第2加工棟	防水カバー												







表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

<p>技術基準に基づく仕様</p>	<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[10.1-B2]</p> <p>第2加工棟の液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれのある部分は、漏えいの拡大を防ぐ構造とする設計。</p> <p>第2加工棟の第1種管理区域の床及び壁であって、人が触れるおそれのある部分（床面からの高さ2 mまで）は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げる設計。</p> <p>第2加工棟の第1種管理区域境界の床、壁、出入口の扉は、液体状の核燃料物質等の第1種管理区域外への漏えい、及び第1種管理区域外から第1種管理区域内への水の侵入を防止する対策を講じる設計。</p> <p>第2加工棟の第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へウランにより汚染されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[10.1-B3]<sup>(22)</sup></p> <p>第2加工棟は、耐腐食性を有する鉄骨鉄筋コンクリート造の建物とすることで漏えいの少ない構造とし、第1種管理区域の空気中のウランの建物からの漏えいを防止する設計。</p> <p>第2加工棟の第1種管理区域の室は、気体廃棄設備 No. 1 の排風機により室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持する設計。</p> <p>(気体廃棄設備 No. 1 の排風機は次回以降申請する。)</p>
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[11.1-F1]<sup>(17)</sup></p> <p>消防法に基づき以下の消火設備を設置する設計。</p> <p>消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度あるよう能力単位の5倍以上の粉末消火器<sup>(20)</sup>を、防火対象物の各部分から歩行距離20 m以下となるように配置する設計。転倒防止策を講じて配置する。</p> <p>○設備の員数 (消火設備 消火器)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ABC 粉末消火器 10 型 : 102 本</li> <li>・ABC 粉末消火器 50 型 : 17 本</li> <li>・BC 粉末消火器 20 型 : 19 本</li> <li>・金属火災用消火器 : 3 本</li> <li>・二酸化炭素消火器 : 1 本</li> <li>・乾燥砂 (消火用) : 2 個</li> </ul> <p>消火設備 消火器の配置を図リ-2-1-4-1～図リ-2-1-4-5に示す。</p> <p>消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径25 mとし、第2加工棟全域を包含できるように設置する設計。</p> <p>第2加工棟には、消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート及び消火設備 屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2以上確保する管理。</p> <p>(消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。)<sup>(16)</sup></p> <p>消火活動のためのアクセスルートに面した、開口部を有する大型の制御盤には、消火設備 自動式の消火設備を設置する設計。自動式の消火設備は成型施設 連続焼結炉No.2-1の制御盤に設ける。</p> <p>(消火設備 自動式の消火設備は次回以降申請する。)<sup>(16)</sup></p> <p>消防法施行令第二十条に準拠して消火設備 可搬消防ポンプを設置する設計。消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に2基配置する。</p> <p>(消火設備 可搬消防ポンプは次回以降申請する。)<sup>(16)</sup></p>

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

技術基準に基づく仕様	安全避難通路等	[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。緊急設備 可搬型照明は本加工施設内に分散して配置する。 (緊急設備 可搬型照明は次回以降申請する。) <sup>(16)</sup>
	安全機能を有する施設	[14.1-B1] [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。 (第2加工棟の付属設備のうち、消火設備 屋内消火栓、緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。) <sup>(16)</sup>  [14.2-B1] [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。 (第2加工棟の付属設備のうち、消火設備 屋内消火栓、緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。) <sup>(16)</sup>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] 消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) <sup>(3)</sup> を有効に火災の発生を感知することができるように設け、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)を設置し、火災が発生した場合に警報を発する設計。 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)の配置を図リ-2-1-3-1~図リ-2-1-3-5に示す。  第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は気体廃棄設備 No.1の差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する設計。 (気体廃棄設備 No.1の差圧計は次回以降申請する。) <sup>(16)(22)</sup>  溢水の発生を検知する緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する設計。 (緊急設備 漏水検知器は次回以降申請する。) <sup>(16)</sup>
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-B1] 第2加工棟の第1種管理区域の床及び壁であって、人が触れるおそれのある部分 (床面からの高さ2 mまで) は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料で仕上げる設計。

表ハ-2-1 第2加工棟 仕様

技術基準に基づく仕様	遮蔽	<p>[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1 mSvより十分に低減できるような建物の壁厚さ等とする設計。 周辺監視区域境界の位置を図ハ-1-1-1-1に示す。</p> <p>○第2加工棟の遮蔽機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁等の厚さ 図ハ-2-1-5-1</li> <li>・コンクリートの気乾単位容積質量 以上</li> </ul>
	換気設備	<p>[22.2-B1] 壁、屋根により外部放射線を低減する設計。</p> <p>[23.1-F1]<sup>(15)</sup> 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備 No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う設計。 (気体廃棄設備 No.1の排風機は次回以降申請する。)<sup>(16)</sup></p>
	非常用電源設備	<p>[24.2-F1] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計。</p> <p>火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)に給電することにより、外部電源を喪失した場合であっても無警戒とならない設計。</p> <p>緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計。</p> <p>通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)には、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHS アンテナ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計。 (通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は次回以降申請する。)<sup>(16)</sup></p> <p>[24.2-F2] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯を非常用電源設備に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計<sup>(6)</sup>。 (非常用電源設備 No.1、非常用電源設備 No.2は次回以降申請する。)<sup>(16)</sup> 電源に係る結線図を図リ-2-1-7に示す。</p> <p>通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)、消火設備 屋内消火栓の消火栓ポンプは、非常用電源設備 No.1、非常用電源設備 No.2に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計。 (通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)、消火設備 屋内消火栓は次回以降申請する。)<sup>(16)</sup></p>

別表ハ-2-1-10 第2加工棟 仕様(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟又は液状化のおそれのない地盤に設ける設計。	消火設備 屋内消火栓
	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟に設ける設計。	緊急設備 漏水検知器
地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類第3類とし、第2加工棟に固定する又は液状化のおそれのない地盤に設ける設計。	消火設備 屋内消火栓
	[6.1-F1] 耐震重要度分類第1類とし、第2加工棟にボルト等で固定する設計。	緊急設備 漏水検知器
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-F2] 消火設備 屋内消火栓に接続する屋外の消火栓配管のうち、地上露出部には断熱材を設ける設計。また、地下埋設部は「公共建築工事標準仕様書」に従った地中埋設深さとする設計。	消火設備 屋内消火栓
閉じ込めの機能	[10.1-B3] 第1種管理区域の室は、気体廃棄設備 No.1の排風機により室内の圧力を外気に対して 19.6 Pa (2 mm 水柱) 以上の負圧に維持できる設計。	気体廃棄設備 No.1の排風機
火災等による損傷の防止	[11.1-F1] 屋内消火栓は、消防法施行令第十一条に基づき、有効範囲を半径 25 m とし、第2加工棟全域を包含できるように設置する設計。 消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルート及び消火設備 屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2以上確保する管理。	消火設備 屋内消火栓
	[11.1-F1] 消防法施行令第二十条に準拠して可搬消防ポンプを設置する設計。	消火設備 可搬消防ポンプ
	[11.1-F1] 消火活動のためのアクセスルートに面した、開口部を有する大型の制御盤には、自動式の消火設備を設置する設計。	消火設備 自動式の消火設備
内部溢水による損傷の防止	[12.1-F4] 溢水の発生を検知する漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する設計。	緊急設備 漏水検知器
	[12.1-F4] 震度5弱相当の地震時には、第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを自動停止させる設計。	緊急設備 送水ポンプ自動停止装置
安全避難通路等	[13.1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた緊急設備 可搬型照明を設置する設計。	緊急設備 可搬型照明

別表ハ-2-1-10 第2加工棟 仕様(次回以降の申請により適合性を確認する範囲)

項目	技術基準に基づく仕様	適合性を確認するための施設
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。	消火設備 屋内消火栓 緊急設備 漏水検知器
	[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確保するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。	消火設備 屋内消火栓 緊急設備 漏水検知器
警報設備等	[18.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室内の負圧は気体廃棄設備No.1の差圧計によって監視し、負圧が維持できない場合は警報を発する設計。	気体廃棄設備No.1の差圧計
	[18.1-F1] 溢水の発生を検知する緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する設計。	緊急設備 漏水検知器
換気設備	[23.1-F1] 第2加工棟の第1種管理区域の室は、空気中の放射性物質濃度が線量告示に定める値を十分下回るよう気体廃棄設備No.1の排風機により平均6回/時以上の換気を行う設計。	気体廃棄設備No.1の排風機
非常用電源設備	[24.2-F1] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)は、停電時に備えてバッテリーを内蔵し、そのバッテリーから通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計。	通信連絡設備、所内通信連絡設備(電話交換機)
	[24.2-F2] 非常用電源設備No.1、非常用電源設備No.2に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計。	非常用電源設備No.1の非常用発電機 非常用電源設備No.2の非常用発電機
	[24.2-F2] 非常用電源設備No.1、非常用電源設備No.2に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計。	通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機) 消火設備 屋内消火栓
通信連絡設備	[25.1-F1] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)は、通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)に接続する設計。	通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)
	[25.1-F1] 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))を設置し、アンプに付属するマイクにより事業所内への放送が可能とする設計。	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))、 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))
	[25.2-F1] 加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える設計。	通信連絡設備 所外通信連絡設備
その他許可で求める仕様	[99-F7] F3竜巻により損傷するおそれがある第2加工棟3階及び4階に設置している気体廃棄設備No.1のダクトを通じ下層階への風の吹き込みを防止するため、ダクトに逆流防止ダンパーを設ける設計。	気体廃棄設備No.1のダクト

添2 参考資料2 第2加工棟に設置する設備・機器を申請した第1次申請及び第2次申請で次回以降の申請にて適合性を確認するとしていた設備・機器の設計仕様の申請回数

第1次申請の設備・機器	設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			第4次申請（本申請）	第5次申請
[表へー2-1] 輸送容器搬送コンベア No. 1-1	核燃料物質の臨界防止	(複数ユニットの臨界安全) 第2-1領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟	—
[表へー2-2] 輸送容器搬送コンベア No. 1-2		(複数ユニットの臨界安全) 第2-3領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟	—
[表へー2-3] 粉末缶移載装置 No. 1-1		(複数ユニットの臨界安全) 第2-3領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟	—
[表へー2-4] 粉末缶移載装置 No. 1-2		第2-3領域（第2ペレット保管室を含む）では、1つの単一ユニット「ペレット保管ラックB型」のみを配置している。	第2加工棟	—
[表へー2-5] 粉末缶搬送コンベア No. 1		(複数ユニットの臨界安全) 第2-5領域は、第2加工棟の臨界隔離壁（コンクリート厚さ30.5cm以上）により隔離することで、他の領域との間に中性子相互作用はない構造としている。	第2加工棟	—
[表へー3-1] 輸送容器搬送コンベア No. 2-1		第2-5領域（第2燃料棒保管室を含む）では、1つの単一ユニット「燃料棒保管ラックB型」のみを配置している。	—	第2-2領域に設置する単一ユニット
[表へー3-2] 輸送容器搬送コンベア No. 2-2		原料搬送設備 No. 2 粉末缶台車は、第2加工棟第2-1領域、第2-2領域において共用する。第2-2領域に設置する単一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行うに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価している。	—	第2-2領域、第2-7領域に設置する単一ユニット
[表へー3-3] 粉末缶移載装置 No. 2-1		保管容器F型、保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）は、第2加工棟第2-1領域、第2-2領域、第2-7領域において共用する。第2-2領域、第2-7領域に設置する単一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行うに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価している。	—	第2-2領域、第2-4領域、第2-7領域に設置する単一ユニット
[表へー3-4] 粉末缶移載装置 No. 2-2		保管容器G型は、第2加工棟第2-2領域、第2-3領域、第2-4領域、第2-7領域において共用する。第2-2領域、第2-4領域、第2-7領域に設置する単一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行うに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価している。	—	第2-4領域に設置する単一ユニット
[表へー3-5] 粉末缶搬送コンベア No. 2		保管容器H型は、第2加工棟第2-4領域、第2-5領域において共用する。第2-4領域に設置する単一ユニットを構成する設備・機器の適合性確認を行うに当たって、当該単一ユニットの構成に本施設を含ませて臨界安全評価している。	—	第2-4領域に設置する単一ユニット
[表へー4-1] 原料保管設備D型 No. 1	火災等による損傷の防止	消防法に基づき消火設備及び火災感知設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 消火設備、火災感知設備	—
[表へー5-1] 原料搬送設備 No. 2 粉末スタッカクレーン		第2加工棟では、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を収容する火災区域において、ケーブルに対する電気火災の拡大防止対策を行っている。	第2加工棟	—
[表へー5-2] 原料搬送設備 No. 2 粉末缶コンベア	安全機能を有する施設の地盤	第2加工棟は、設置する地盤の特性に応じた基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じた算定する地震力が作用した場合においても、接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計としている。	第2加工棟	—
[表へー5-3] 原料搬送設備 No. 2 粉末缶受台	外部からの衝撃による損傷の防止	第2加工棟は、想定される自然現象及びその他の外部からの衝撃に耐える構造としている。	第2加工棟	—
[表へー5-4] 原料搬送設備 No. 2 粉末缶台車	加工施設への人の不法な侵入等の防止	第2加工棟は、鉄筋コンクリート造、鋼製扉等の堅固な障壁を有する設計とし、人の不法な侵入が困難な構造としている。	第2加工棟	—
[表へー6-1] 原料保管設備E型 No. 1	遮蔽	最大貯蔵能力に見合うウラン（再生濃縮ウランを含む。）が存在する場合においても、建物の壁及び天井の厚さ等の十分な遮蔽性能を有する第2加工棟内に設置することにより、敷地境界での線量が年間1mSvより十分に低減するような設計としている。放射線業務従事者の外部放射線による被ばくを低減できる遮蔽壁等を有する第2加工棟内に設置している。	第2加工棟	—
[表へー7-1] 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 1	換気	放射線障害を防止するために必要な換気能力を有し、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造で、高性能エアフィルタを備えた給排気設備がある第2加工棟の第1種管理区域内に設置している。	第2加工棟	気体廃棄設備
[表へー7-2] 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 2	核燃料物質等による汚染の防止	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、汚染を除去しやすい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟	—
[表へー7-3] 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 3	警報設備等	放射性物質の濃度の検知設備、液体状の放射性物質の漏えいを検知する設備がある第2加工棟に設置している。	第2加工棟 自動火災報知設備	漏水検知器 差圧計 放射線管理施設 警報設備
[表へー7-4] 原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 4	安全避難通路等	安全避難通路、非常口、照明用の電源が喪失した場合にも点灯する避難用の誘導灯及び非常用照明、並びに専用電源を備えた可搬型照明を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 安全避難通路、非常用照明、誘導灯	—
[表へー8-1] 保管容器F型	放射線管理施設	放射線管理施設を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟	放射線管理施設
[表へー8-2] 保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）	非常用電源設備	非常用電源設備に接続された第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯を有する第2加工棟に設置している。	第2加工棟	非常用電源設備
[表へー9-1] ペレット保管ラックB型 No. 1	通信連絡設備	警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を備えている第2加工棟に設置している。	第2加工棟 所内通信連絡設備	—
[表へー10-1] ペレット搬送設備 No. 3 ペレットスタッカクレーン				
[表へー11-1] 保管容器G型				
[表へー12-1] ペレット保管ラックE型 No. 2-1				
[表へー13-1] 燃料棒保管ラックB型 No. 1				
[表へー13-2] 燃料棒保管ラックB型 No. 2				
[表へー14-1] 燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒スタッカクレーン				
[表へー14-2] 燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒トレイコンベア				
[表へー15-1] 保管容器H型				

添2 参考資料2 第2加工棟に設置する設備・機器を申請した第1次申請及び第2次申請で次回以降の申請にて適合性を確認するとしていた設備・機器の設計仕様の申請回数

第2次申請の設備・機器	設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			第4次申請（本申請）	第5次申請
[表ト-2-1] 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）	換気	[9.3-F1] 第2加工棟には、加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止するため、気体廃棄設備 No.1 は、ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造である。	—	気体廃棄設備（フィルタユニット）
	廃棄施設	[14.1-F1] 第2加工棟の気体廃棄設備 No.1 は、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が、原子力規制委員会の定める値以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものである。	—	気体廃棄設備（フィルタユニット）
	廃棄施設	[14.4-F1] 第2加工棟の気体廃棄設備 No.1 は、気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造である。	—	気体廃棄設備（フィルタユニット）
[表ト-2-2] 気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） ダクト仕様	閉じ込めの機能	[7.6-F1] 第2加工棟の気体廃棄設備 No.1 は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設しており、核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものである。	—	気体廃棄設備（排風機、ダクト）
	換気	[9.1-F1] 第2加工棟には、加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止するため、気体廃棄設備 No.1 は、放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであり、核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造である。	—	気体廃棄設備（排風機、ダクト）
	廃棄施設	[14.1-F1] 第2加工棟の気体廃棄設備 No.1 は、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が、原子力規制委員会の定める値以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものである。	—	気体廃棄設備（排風機、ダクト）
	廃棄施設	[14.3-F1] 第2加工棟の気体廃棄設備 No.1 は、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設し、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものである。	—	気体廃棄設備（排風機、ダクト）
[表リ-2-6] 試験開発設備 試験設備ベース	火災等による損傷の防止	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁の表面に施す塗装には、難燃性材料を使用している。	第2加工棟	—
	核燃料物質等による汚染の防止	第2加工棟の第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装を施している。	第2加工棟	—